

沢山川水害対策促進期成同盟会規約

(名 称)

第1条 この会は、沢山川水害対策促進期成同盟会(以下「本会」という)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、沢山川の流域を水害から守る為、あらゆる対策の実現を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行なう。

- 1 関係機関に対する請願、陳情に関すること。
- 2 情報の収集及び調査研究に関すること。
- 3 その他本会の目的達成に必要な事項。

(組 織)

第4条 本会は、住民及び市並びに議会等本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(役 員)

第5条 1 本会に、次の役員を置く。

会長 1名
副会長 3名
理事 若干名
監事 2名

- 2 会長は千曲市長とし、副会長は土口、生萱及び雨宮区の区長をもって充てる。
- 3 理事は土口、生萱、雨宮地区の代理区長及び森東、森西及び倉科区の区長及び代理区長をもって充てる。
- 4 前項の規定に関わらず、関係区の区長、代理区長及び会長が推薦し、総会で認めたものを、理事に選任することができる。

(任 期)

第6条 役員が欠けたとき、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧 問 等)

第7条 1 本会に、顧問、参与、及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問、参与及び相談役は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問、参与及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ、または会議にて意見を述べるることができる。

(役員の仕事)

第8条 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。
- 3 理事は、会務の運営にあたる。
- 4 監事は、会計を監査する。

(会 議)

- 第9条 1 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。
2 会長は、会議の議長となり、会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3 総会は、年1回開き、重要事項を審議する。
4 役員会は、会長、副会長をもって構成し、会の運営について審議する。

(経 費)

- 第10条 1 本会の経費は、関係区の負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
2 負担金の負担割合は、別に協議する。

(事 務 局)

- 第11条 1 本会の事務局は、千曲市役所建設部建設課に置く。
2 本会の会計及び事務を遂行するため、事務局には次の職員を置き会長が委嘱する。

事務局長 1名
書記 若干名

(会計年度)

- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(補 則)

- 第13条 この規定に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項については会長が役員会に諮ってこれを決める。

(付 則)

この規定は平成14年12月14日から施行する。

- 一部改訂 平成15年6月6日 第11条事務局場所の変更
第5条4項の追加
平成16年6月9日 一部改訂。
平成17年6月7日 常任理事追加に伴い、第5条と第8条の改訂。
平成24年6月4日 第2条一部文言の訂正
第5条常任理事及び理事の構成変更に伴い改訂。
第6条常任理事の任期を設けるに伴い改訂
第11条に第5項を追記
平成25年6月3日 第5条4項の一部改訂
平成28年8月30日 会の名称変更
第1条、第2条、第5条の改訂
第5条3項、第6条1項の削除
第7条2項、3項の改訂
第8条3項、4項の削除
第9条3項、4項、第11条1項、2項の改訂
第11条3項、4項、5項の削除

申し合わせ事項

規約第 6 条の任期について

- ① 役員の任期は、在任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- ② 副会長は、次年度に理事とする。
- ③ 監事は、森代表区長及び倉科区長が次年度の監事とする。

(付 則)

この申し合わせ事項は平成 28 年 8 月 30 日から施行する。